

生駒市規則第 20 号

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習施設  
条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習  
施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習施設  
条例の一部を改正する条例（令和 6 年 12 月生駒市条例第 37 号）の施行期日  
は、令和 8 年 4 月 1 日とする。